

平成 22 年 9 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社 旅籠屋  
代表者名 代表取締役社長 甲斐 真  
(コード番号・ 4807 )  
問合せ先  
役職・氏名 代表取締役社長 甲斐 真  
電 話 03-3847-8858

## (変更) 資本金の額の減少及び剰余金処分の効力発生日変更 並びに臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

平成 22 年 9 月 17 日に開催いたしました当社第 16 期定時株主総会において決議いたしました「資本金の額の減少の件」ならびに「その他資本剰余金処分の件」について、債権者異議申述催告公告の掲載手続きが遅れたため、「債権者異議申述催告公告日」「債権者異議申述催告最終期日」並びに「効力発生日」に変更が生じる結果となりました。ついては、平成 22 年 9 月 24 日開催の取締役会において、平成 22 年 11 月 17 日に臨時株主総会を開催し、下記のとおり、資本金の額の減少及び剰余金処分を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

1. 資本金の額の減少の目的  
欠損を補填し、配当を含む今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保するため、資本金の額を減少し、「その他資本剰余金」に振り替えるものです。なお本件は、発行済株式総数は変更せず資本金の額のみ減少いたします。株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。
2. 資本金の額の減少の要領
  - (1) 減少する資本金の額  
会社法第 447 条第 1 項の規定に基づき、現在の資本金の額 331,000,000 円のうち 231,000,000 円を減少し、資本金の額を 100,000,000 円とします。
  - (2) 資本金の額の減少の方法  
払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額 231,000,000 円の全額を「その他資本剰余金」に振り替えることとします。
3. 臨時株主総会及び資本金の額の減少の日程
  - (1) 取締役会決議日 平成22年9月24日
  - (2) 臨時株主総会基準日設定公告日 平成22年10月1日 (予定)
  - (3) 債権者異議申述催告公告日 平成22年10月6日 (予定)
  - (4) 基準日 平成22年10月18日 (予定)
  - (5) 債権者異議申述催告最終期日 平成22年11月6日 (予定)
  - (6) 臨時株主総会決議日 平成22年11月17日 (予定)
  - (7) 効力発生日 平成22年11月18日 (予定)
4. 剰余金処分の要領
  - (1) 減少する剰余金の額 その他資本剰余金 189,289,869 円
  - (2) 増加する剰余金の額 繰越利益剰余金 189,289,869 円
  - (3) 剰余金処分の方法  
上記 2 の資本金の額の減少の効力が生じた後の「その他資本剰余金」231,000,000 円のうち、189,289,869 円を繰越利益剰余金に振り替え、平成 22 年 6 月 30 日現在の繰越損失を全額解消する予定です。
5. 今後の見通し  
本件は「純資産の部」における勘定の振替処理であり、当社の純資産額に変動はなく、業績に与える影響もありません。なお、上記内容につきましては、平成 22 年 11 月 17 日開催予定の臨時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以 上